

# 介護保険負担限度額認定の手続き

介護保険施設などの居住費(滞在費)・食費は原則自己負担となっています。

しかし、所得の低い方で介護保険負担限度額認定の認定証を交付された方は、自己負担の上限額が設けられており、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

認定の有効期間は毎年8月1日(または申請日の属する月の初日か転入日)から翌年の7月末日までです。7月末日までの介護保険負担限度額認定証を持っている方は、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

平成28年8月から利用者負担段階の判定において、新たに非課税年金を収入として勘案することになりました。申請書には受給している非課税年金の種類などを記入してください。

## 対象となる条件

※次の①・②の両方を満たすこと

### ① 所得要件

- 世帯全員が市民税非課税
- 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税

### ② 資産要件

本人および配偶者(同居・別居に関わらず)の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下(配偶者がい

ない場合は1000万円以下)

※「配偶者」には婚姻届を提出していない事実婚の場合を含みます。

※負担限度額認定を受けるには申請が必要ですが、

### 必要書類

- 介護保険負担限度額認定申請書(本人および配偶者のマイナンバーの記載箇所があるため確認資料の提示が必要。代理人が手続きする場合には代理人の身分証明も持参すること。)
- 同意書(所得要件および資産要件にかかる調査のため、市が各機関へ照会することへの同意)
- 配偶者の同意も必要
- 平成28年1月1日現在、羽村市外に在住の配偶者の住民税非課税証明書(市区町村長が発行するもの)

- 預貯金などがわかるものの写し(通帳の写しなど)
- 配偶者についても必要
- 負債については、資産の合計額から差し引きします。
- 審査決定後に配偶者の有無や資産について申請内容に虚偽が判明した場合には、給付を受けた金額の返還だけでなく、加算金が課される場合があります。

## 問合せ

高齢福祉介護課介護保険係④149

### ■ 預貯金などの資産の例

資産項目	申請に必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(口座番号などがわかるページと最後に記帳してから2か月以内の残高がわかるページ)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行などの口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社などの口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金、住宅ローンなど)	借用証書、残高証明書

## 介護保険 利用者負担額の軽減制度

介護保険サービスを利用するとき、利用者負担額を軽減する制度があります。制度の利用には事前に申請が必要です。

### 対象

市民税非課税世帯の方で次のすべてに該当する方

- 年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下であること

- 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下であること
  - 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
  - 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
  - 介護保険料の滞納がないこと
- 対象サービス

居宅介護(予防)サービスおよび施設介護サービスなど  
※軽減の申し出をした事業者によるサービスに限ります。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係④149

係④149

暮らし



春の市内いっせい美化運動  
収集量報告

5月22日(日)に行った春の市内いっせい美化運動で、燃やせるごみ5245kg、燃やせないごみ205kg、粗大ごみ70kg、合計5520kgを回収しました。

皆さんのご協力で、市内がきれいになりました。ありがとうございました。

◎問合せ 生活環境課生活環境係内<sup>204</sup>

指定給水装置工事事業者の指定

次の事業者を新たに市の指定給水装置工事業者に指定しました。

- ▼指定番号 238 / 工事店 株式会社友伸産業 東京都青梅市今井3-24-4 ☎0428-32-1061
- ▼指定番号 239 / 工事店 合同会社協立企画 東京都福生市南田園3-60-2 ☎513-0615

▼指定番号 240 / 工事店

有限会社むつみ設備 東京都東村山市青葉町1-27-31 ☎042-393-4508  
 ◎問合せ 水道事務所 ☎554-2269

高校生のための合同企業説明会

ハローワーク青梅と羽村市は、平成29年3月高等学校卒業予定者を対象とした合同企業説明会を行います。

企業の内容や企業情報の説明を直接受けられる貴重な機会です。

▼日時 7月15日(金)午後1時～4時(受付は午後0時30分～) / 会場 ゆとろぎレセプションホール / 参加費 無料 / 持ち物 筆記用具 / 参加企業 12社(予定)

※直接会場へお越しください。

◎問合せ ハローワーク青梅 学卒担当 ☎0428-224-8641 / 産業振興課商工観光係内<sup>659</sup>

保険・年金



国民健康保険税納税通知書の送付

7月上旬に国民健康保険税の納税通知書を世帯主宛てに送付します。納め忘れのないようお願いいたします。

税率などについては、同封する「平成28年度国民健康保険税のお知らせ」、「国保ガイドブック」、広報はむら4月1日号、または市公式サイトをご覧ください。

保険税の計算方法など詳しくは、問い合わせてください。

国民健康保険税の減免

災害や特別な事情で保険税を納めることが困難な方は、保険税の減免を受けることができます。詳しくは、問い合わせください。

◎問合せ 市民課保険係内<sup>128</sup>

国民健康保険高齢受給者証の更新

現在の国民健康保険高齢受給者証は、平成28年7月31日(日)が有効期限です。対象の方へは、7月中旬に新しい受給者証を送付します。

新しい受給者証の有効期間は、8月1日(月)から平成29年7月31日(月)までです(平成29年7月31日までの間に75歳になる方は、75歳になる日の前日まで)。

これから70歳になる方には、誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月)から使える受給者証を、誕生月の末日(誕生日が1日の方は前月の末)までに送付します。

平成26年度から70～74歳の方(後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方を除く)の自己負担割合が変わりました。

■現役並み所得者(※) 3割  
 ※現役並み所得者：住民税課税所得(調整控除が適用される場合は控除後の金額)が145万円以上の70～74歳の国民健康保険被保険者

■現役並み所得者以外 昭和19年4月1日以前生まれの方：1割、昭和19年4月2日以降生まれの方：2割

◎問合せ 市民課保険係内<sup>129</sup>

有料広告

地域密着！廃棄物処理ならおまかせ

お片付け 長年放置されたお部屋・あかずの間など... 廃棄物でお困り事はございませんか？ このお悩み私達が解決します！

ポイントが貯まるよ！

丸順商事(有) 富士見平2-1-14 (受付時間 8:30~17:00) ☎042-554-2229

Before After 丸順商事有限公司 検索

医療法人社団天陽会 内科 糖尿病内科 禁煙外来・特定健診 日本糖尿病学会 糖尿病専門医 予約制

柳田医院 羽村市羽東1-30-20 ※新奥多摩街道沿い

診療時間 午前8:30~12:30 午後15:00~19:00 ※土曜日は~18:00 休診日 日曜日・祝日

☎042-555-1800 駐車場 ゆとりの20台

●友の会あります● 羽村 糖尿 検索